

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

葛 城 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 葛城市（以下「市」という。）は奈良県の西端部に位置し、西部の山地と中部は緩傾の山麓地帯、また東部は平坦地といった変化に富んだ地形になっている。都市近郊という立地条件で、古くから水稲を中心に菊等の花卉生産、野菜および畜産など地域の特性に応じた収益性の高い農業が展開されてきた。特に菊の露地栽培を中心とする花卉生産は、品質が良く、市場で高い評価を受けている。また近年は経営の発展を図るため、担い手農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を中心に導入し、産地化を図ることとする。また、稲作を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

さらに、農地の多面的機能を維持し、消費者との交流を図るため、市民農園や観光農場等の整備を促進し、都市近郊の優位性を生かした快適な生活環境づくりを推進する。

2. 農業構造については、都市近郊であるということから、大都市圏への労働力の流出により兼業農家が増加し、全農家数に占める割合が80%を超えるに至っている。それに伴い急激な兼業化が進む中で、農用地を資産として保有する傾向が強く、農地法等の許可を受けた農地の賃貸借による経営規模の拡大はほとんど進まないのが現状である。しかし、農業経営者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中で農用地の流動化が進む可能性が高まっており、今後は担い手となる中核的農家の明確化と育成、確保を図り、農用地の流動化、集積化による経営規模拡大により生産性の向上と安定産地の確立を目指す。また、兼業農家に対して機械の共同利用、合理化を促進する。これらの農業者の経営管理の合理化、増加傾向にある耕作放棄地及び今後耕作放棄地となるおそれのある農地（以下「耕作放棄地等」という。）の実態把握を通じた発生防止・解消その他農業経営基盤の強化を促進するため措置を総合的に講ずることにより市の健全な発展を図るものとする。

3. 農業振興の基本の方向は、農業振興地域に指定されている地域については、農用地の流動化と優良農地の確保を図り、農作業の受委託等を促進するとともに、市の特産である菊を中心に、都市近郊という優位性を生かし、施設園芸等収益性の高い農作物栽培を奨励する。

4. このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、地域の他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者一人あたりおおむね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたりおおむね360万円）を確保することができるような農業経営を育成するとともに、兼業農家等多様な担い手の役割を明確にしながら、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

5. 市は、将来の市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、葛城市農政活性化推進協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の葛城市農政活性化推進協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連坦化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者並びに認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進し、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に即した集落営農組織を育成する。さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請

の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

又、今後も持続的に農業経営の展開を図り、農業の生産性向上と持続性の両立を推進するため、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成に努める。

農業の経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるために家族経営協定の締結を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業及びその他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした土地基盤整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定時において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

6. 市は、葛城市農政活性化推進協議会において、県農林振興事務所の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

又、家族経営協定の締結を推進することにより、効率的でゆとりのある経営を目指すとともに、「環境と調和の取れた農業生産活動規範について」に基づく点検シートによる点検等を行い、環境と調和の取れた農業生産活動に努める。

7. 市の農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者はもちろんのこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業から新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、市の農業の健全な発展を図るものとする。

意欲ある担い手への農地の集積については、農地中間管理事業を活用し、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。

新規就農者については、他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1人当たりおおむね2,000時間）および（主たる農業従事者1人当たりおおむね250万円）は施設・機械等の

初期投資がかさむことを考慮し、過去の新規就農者の所得目標を参考として定める。

特に法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施することとする。

- (1) 市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを市に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることが出来るものとする。
- (2) 市は提出された就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。
- (3) 就農希望者に対して市では就農に対する相談や研修、就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の4に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
【類型 1】 切花キク経営 全 域	(作付延面積等) 80a 施設 電照ギク 20a 半促成ギク 15a その他切花 5a 露地 6～7月ギク 10a 7～8月ギク 10a 9～10月ギク 20a (経営面積) 水田(自作地) 1ha うち作業委託 40a	(資本装備) パイプハウス 20a 作業舎 100m ² 定植機 1台 トラクター(20ps) 1台 暖房機 2台 トラック(660cc) 1台 (その他) ・苗生産の委託 ・施設、露地キクとその他切り花類を組合せて3～12月出荷 ・簡易防除施設等省力技術の導入 ・水稲作業委託	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 作業日誌の記帳及び計画作成による計画的生産を図る	・休日制の導入 ・家族労力2.5人 ・施設選定に係る作業について、パート雇用従事者を確保 ・雇用者の福祉の向上を図るため社会保険へ加入
【類型 2】 ナス+軟弱野菜 全 域	(作付延面積等) 80a 夏秋ナス 20a 軟弱野菜 60a (経営面積) 水田(自作地) 1ha うち作業委託 50a	(資本装備) 農舎 100m ² パイプハウス 30a 暖房機 3台 トラック(660cc) 1台 トラクター(20ps) 1台 管理機、防除機 一式 (その他) ・適品種の導入と高品質生産 ・省力機械施設の導入 ・水稲作業の委託 ・施設の集約化、基盤整備 ・共同選果(機械選果) ・共同販売体制の確立	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 作業日誌の記帳及び計画作成による計画的生産を図る	・休日制の導入 ・家族労力2.5人 ・施設選定に係る作業について、パート雇用従事者を確保 ・雇用者の福祉の向上を図るため社会保険へ加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
【類型 3】 ネギ専作	(作付面積等) 葉ネギ 270a (経営耕地面積) 91.2a	(資本装備) 育苗ハウス 1.2a トラクター 20ps 1台 移植機 4条 1台 トラック 1.5t 1台 倉庫・作業舎 100m ² (その他) ・移植栽培による年間3作	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
【類型 4】 採卵鶏	(作付面積等) 成鶏 10,000羽 (経営耕地面積) —	(資本装備) 成鶏舎 1,340m ² 自動給餌機 一式 鶏糞処理施設 一式 (その他) ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・雇用の積極的な導入
【類型 5】 酪農	(作付面積等) 経産牛 60頭 (経営耕地面積) —	(資本装備) 搾乳牛舎 700m ² パイプラインミルクカー 一式 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps 1台 (その他) ・購入国産飼料(稲wcs)を利用 ・牛群検定による生産能力の向上 ・ヘルパーの導入		

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
【類型 6】 集客営農組織 水稻+小麦	(作付面積等) 水稻作業受託 耕耘 1,500a 代掻き 1,000a 田植 1,000a 収穫 1,000a 乾葉調整 1,500a 小麦作業受託 500a (経営耕地面積) —	(資本装備) トラクター 30ps 1台 20ps 1台 翻田植機6条 1台 4条 1台 コンバイン4条刈 1台 2条刈 1台 乾葉機3t 3台 倉庫・格納庫 200㎡ (その他) ・複数品種の導入による作業ピーク の分散 ・生産調整のため小麦の導入	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従 事者管理 ・雇用者の労災保険等の 加入
【類型 7】 集客営農組織 水稻+水稻作業受託	(作付面積等) 水稻 500a 水稻作業受託 育苗 1,800a 耕耘 2,500a 代掻き 2,500a 田植 2,500a 収穫 4,000a (経営耕地面積) 500a	(資本装備) パイプハウス 20a トラクター15, 25, 35ps 各1台 代かきハロー 2台 翻田植機5条 2台 コンバイン4条刈 4台 トラック2t 1台 (その他) ・複数品種の導入による作業ピーク の分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ		

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の7に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (土耕)	(作付延面積等) イチゴ 12月どり 15a (経営耕地面積) 19a	(資本装備) パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 (その他) ・土壌栽培より初期費用を軽減	・複式簿記の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料性・休日性の実施
イチゴ(土耕)+ナス	(作付延面積等) イチゴ 12月どり 15a ナス 夏秋栽培 5a (経営耕地面積) 24a	(資本装備) パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 (その他) ・イチゴは土壌栽培より初期費用を軽減		
転作野菜 (ホウレンソウ+ミズナ)	(作付延面積等) ホウレンソウ 120a ミズナ 30a (経営耕地面積) 30a	(資本装備) パイプハウス 30a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ (その他) ・ホウレンソウは年間4作		
転作野菜 (コマツナ)	(作付延面積等) コマツナ 150a (経営耕地面積) 30a	(資本装備) パイプハウス 30a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 2坪 (その他) ・コマツナは年間5作		

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の農畜産物を安定的に生産し、市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農林振興事務所、農業協同組合、なら食と農の魅力創造国際大学校等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林振興事務所や農業協同組合、なら食と農の魅力創造国際大学校など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートは市が主体となり、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、葛城市地域農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(経営体)の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標を示すと、概ね次に掲げる程度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積のシェア： 20% なお、面的集積についての目標については、市において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、市、農業委員会、農地中間管理機構等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実施等の現状

市では、水稻、花卉、ネギ等の野菜を中心とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 地域計画にもとづいた今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等

市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。又、今後10年で離農等により20ha程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含めて1.5%程が耕作放棄地化し、市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼす恐れがある

このため、平坦部の笛堂地区においては、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、地域の農地を守る体制の整備を進めることにより、市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 地域計画の実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

市の地域計画の実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 耕作放棄地解消のための基盤整備等の実施
- ④ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入
- ⑤ 農地中間管理事業および農地中間管理機構が行なう特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ② 参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、奈良県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。
- ③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ④ 市は、地域計画の策定に当たって、奈良県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

令和4年法律第56号（農業経営基盤強化促進法等の一部改正）により、市町村基本構想の記載事項から「利用権設定等促進事業に関する事項」が削除されたが、同法経過措置により令和7年3月31日まで引き続き農用地利用集積計画の作成を行うことができることとされている。このため市においては、法改正の趣旨を踏まえ同事項を削除する上で、経過措置の間は、改正前の農業経営基盤強化促進法第6条の規定により定められた「葛城市農業経営基盤強化促進基本構想」（令和4年5月策定）に基づき、農用地利用集積計画の作成等を行うこととする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に

向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- オ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ① 市は、農業経営基盤整備、生活環境整備、その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- ② 市は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業、その他の助成事業については、農用地利用集積事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
- ③ ②のほか、市は、地域の農業の振興に関する施策を行うにあたっては、農用地利用集積事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県農林振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへ

の農用地利用の集積を協力で推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 農地中間管理事業の推進に関する事項

1. 農地中間管理機構を市における担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、地域計画に基づき農用地を集積し、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連たん化、団地化を図る。また、再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・活用に積極的に取り組む。

なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

2. 農地中間管理事業のほか、農地中間管理機構が行う次に掲げる特例事業も活用し、農地集積・集約化の取組を推進する。

- ① 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- ② 農用地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 4年 5月23日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。